

## 栃木県における一時保管者（農家）の意向確認結果について

平成 29 年 3 月

環 境 省

### 1. 目的

- 昨年、栃木県において、指定廃棄物の放射能濃度の再測定を実施した結果、農業系のものについては 8,000Bq/kg を下回っているものが相当量存在していると見込まれるなど、指定廃棄物を取り巻く状況は変化してきている。
- このような中、昨年 10 月の栃木県指定廃棄物処理市町村長会議において、環境省から保管農家の負担軽減策を講じるべく、保管市町など関係者と協議する方針を示したことから、協議に先立ち、状況の変化を踏まえた一時保管者（農家）の意向を改めて確認することとした。

### 2. 意向確認の方法

- 環境省職員による一時保管者に対する立入検査等の機会を捉え、栃木県の指定廃棄物（稻わら、牧草、堆肥）を一時保管している農家を対象に個別に訪問を実施した。
- 環境省職員からは、保管農家の負担軽減策をご説明しつつ、率直なご意見・ご要望等を聴取した。

### 3. 意向確認結果

- 計 7 市町の対象 124 名のうち、6 市町※111 名の意向確認ができた。  
(※那須塩原市、那須町、大田原市、矢板市、日光市、那珂川町)
- 一時保管が長期にわたることについて、「早く持って行ってほしい（なくしてほしい）」及び「仕方がないが、なるべく早く持って行ってほしい」の回答が、保管農家の全体の 8 割を占めることが明らかになった。

○ 保管農家の皆様から多岐にわたるご意見等をいただいたが、便宜的に下記のように分類した。

※ 「農業系廃棄物の集約の是非に関するご意見」と「その他にいただいたご意見」は重複しているものがあるため、総計100%とはならない

**農業系廃棄物の集約の是非に関するご意見**

**(1) 早く持つて行ってほしい（なくしてほしい） (59%) (65名/111名)**

○ 処理・処分に関するご意見

- ・ 農作業の邪魔になるので何とかして早く処分してほしい。
- ・ 当初聞いていた時間（2～3年）より保管が長引いている。早く処分してほしい。
- ・ シートがいつまでもつか不安なので、早く片付けてほしい。
- ・ 小さい子供がいるので、できるだけ早く処分してほしい。
- ・ 当初、子供たちが滑り台代わりに遊んでいた。早くどうにかしてほしい。
- ・ 後継者もおらず自分一人の営農でいつまで続くかわからないので、できるだけ早く撤去してほしい。

○ 中間処理や集約に関するご意見

- ・ 早く中間処理や集約を進めて、うちの敷地からなくなればと思う。
- ・ 燃やす場所があれば量が減るので、早く焼却処理してほしい。8,000ベクレル以下になって早く処理ができるよう。
- ・ 中間処理や集約化は進めてほしいが、自分としては処理方法は考えられない。
- ・ 市町一か所にまとめてほしい。県有地でもかまわないので、一か所にすればそんなに問題にもならないと思う。

○ 福島集約に関するご意見

- ・ いつ片付けるのか。福島を持って行けばいい。
- ・ 福島の人には悪いが、東電の近くに持って行ってほしい。

- ・福島に集約できないのか。

#### (2) 仕方がないが、なるべく早く持って行ってほしい (21%) (23名/111名)

- ・まとめる場所の人たちの事を考えると何も言えないので、お互い泣き寝入りするしかないのかもしれないが、どこか一か所にまとめてほしい。
- ・なくなればない方がよいのは当然だが、行き場所がないのだから仕方がない。
- ・持って行きどころがないので仕方がない。なければならない方がよい。
- ・特に苦情等はないが、牧草畠は他の酪農家に貸すようになっているので、できれば早く処分してほしい。

#### (3) 長期の保管は仕方がない (14%) (15名/111名)

- ・近所から苦情等はない。邪魔にはなるが支障はない。
- ・当該土地は転作後の牧草地であるが、やむを得ない。一時保管に対し近隣の苦情もなく、今のところ問題ない。
- ・かなりの期間がたっており、今では仕方ないとと思っている。

#### (4) 集約の是非についてご意見なし (7%) (8名/111名)

##### **その他にいただいたご意見**

#### (1) 保管に係る補償をしてほしい (25%) (28名/111名)

- ・補償も何もない。何の話もあいまいで、はっきりしてほしい。
- ・保管場所は耕作地でないので、土地代も出ない（求償対象ではない）。額はともかく気持ちの問題。
- ・地代の補償の話が進んでいない。補償については東電に請求ができるというだけ。